

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		入館の制限
所 管 部 課 係 名		教育総務部公民館
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市コミュニティセンター条例第12条 市長は、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不相当と認められる者に対しては、コミュニティセンターへの入館を拒み、又はコミュニティセンターからの退館を命じることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)